

長崎県理学療法協会・長崎県作業療法士会・長崎県言語聴覚士会連絡協議会運営要綱

「長崎県リハビリテーション専門職団体協議会」

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、長崎県リハビリテーション専門職団体協議会と称し、長崎県理学療法士協会・長崎県作業療法士会・長崎県言語聴覚士会で構成する。

(事務局)

第2条 本会は、代表世話人の所属する事務所に事務局を置く。

(支部)

第3条 本会は、事業の内容に応じて必要・適切な地域に支部を置くことができる。

第2章 目的および事業

(目的)

第4条 本会は、理学療法、作業療法、言語聴覚療法を通して県民の保健・医療・介護・福祉・教育・就労等に貢献することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) リハビリテーション活動を通じた地域づくり支援
- (2) 脳卒中・循環器病対策への寄与
- (3) 認知症基本法に則った共生社会実現のための支援
- (4) 長崎県民へのリハビリテーションの啓発
- (5) リハビリテーション専門職に共通する知識及び技術の向上に関する事業
- (6) その他、目的を達成するために必要となる事業

第3章 会員

(構成員)

第6条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 公益社団法人長崎県理学療法士協会会員
- (2) 一般社団法人長崎県作業療法士会会員
- (3) 一般社団法人長崎県言語聴覚士会会員

第4章 役員等

(種別および定数)

第7条 本会に次の役員を置く。

- 2 世話人は各団体会長を含む9人以上12人以内、監事3人（各団体から1名）とする。
- 3 代表世話人は3年単位の各団体の会長の持ち回りとする。
- 4 代表世話人は副代表を指名することができる。
- 5 必要に応じて顧問をおく。

(選任等)

第8条 世話人及び監事は、公益社団法人長崎県理学療法士協会、一般社団法人長崎県作業療法士会、一般社団法人長崎県言語聴覚士会の各団体の三役が、その任に当たる。

(職務)

第9条 代表世話人は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 世話人は、世話人会を構成し、運営要綱に基づき、本会の職務を執行する。
- 3 監事は、世話人の業務執行状況を監査する。

(任期)

第10条 世話人の任期は、選任後2年とする。再任を妨げない。

(報酬等)

第11条 役員は無給とする。

第5章 世話人会

(構成)

第12条 本会に世話人会を置く。

- 2 世話人会は、すべての世話人をもって構成する。

(種類及び開催)

第13条 世話人会は、定例世話人会と臨時世話人会の2種とする。

- 2 定例世話人会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時世話人会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表世話人が必要と認めたとき。
 - (2) 世話人より召集の請求があったとき。
 - (3) 監事から召集の請求があったとき。

(召集)

第14条 世話人会は、代表世話人が召集する。

(議長)

第15条 世話人会の議長は、代表世話人がこれに当たる。

(定足数等)

第 16 条 世話人会は、世話人の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議事録)

第 17 条 世話人の議事については、議事録を作成する。

(経費の支弁)

第 18 条 本会の経費は、三団体各々の財産をもって支弁する。

第 6 章 運営要綱の変更

(運営要綱の変更)

第 19 条 この運営要綱は、世話人会の決議によって変更することができる。

第 7 章 事務局

(設置等)

第 20 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 本事務所は、公益社団法人長崎県理学療法士協会の事務所に置く。

附則 1. 本運営要綱は、令和 6 年 5 月 1 日より施行する。